

【訂正後】

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>INCLUSIVE株式会社</u>と称し、英文では <u>INCLUSIVE Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～31 (条文省略) (新 設) 32 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第25条 取締役会の決議により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって取締役社長とする。 (新 設) 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第8章 附 則 (法令の適用) 第42条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>INCLUSIVE Holdings株式会社</u>と称し、英文では<u>INCLUSIVE Holdings Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～31 (現行どおり) 32 他社の株式又は持分を所有することによる、当該会社等の事業活動の支配及び管理 33 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第25条 取締役会の決議により代表取締役1名または2名を定める。 2 取締役会は、その決議によって、代表取締役のうち1名を社長と定めることができる。 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第8章 附 則 (法令の適用) 第42条 (現行どおり) (効力発生日) 第43条 定款第1条(商号)及び第2条(目的)の規定の変更は、2025年10月1日にその効力を生ずるものとする。なお、本条は、上記の効力発生日経過後これを削除する。</p>

以 上